

# 会 議 録

告示番号  
第 2 号

1月定例会

開会 平成20年1月24日

招集 平成20年1月18日

## 教育委員会会議録

1 開 会 平成20年1月24日 午後2時00分

2 閉 会 平成20年1月24日 午後6時10分

3 出席委員

委員長	村澤 普惠
委員	上田 利治
委員	三好 登美子
委員	柿内 慎市
委員	山田 喜三郎
委員(教育長)	佐藤 勉

4 出席者

教 育 次 長	豊井 泰雄
教 育 参 事	福井 清二
教 育 参 事	日切 寛
参事(教職員課長事務取扱)	蔵本 憲昭
教 育 改 革 課 長	原内 司
学 校 政 策 課 長	天羽 俊夫
生涯学習政策課文化の森振興室長	後藤 英与
ス ポ ー ツ 健 康 課 長	石井 博
スポーツ健康課スポーツ振興推進室	武田 和巳
文 化 財 課 長	下川 清
教 育 総 務 課 長	楠目 聖
教育総務課課長補佐	仁木 芳宏

[ 開 会 ]

- 委員長 定例会を開会する旨を告げる。  
会期は本日1日限りとして差し支えないかを各委員に諮る。
- 各委員 異議なし。
- 委員長 そのようにする旨を告げる。

[ 会議録の承認 ]

- 委員長 配付されている前回(12月18日定例会)の会議録を承認して差し支えないかを各委員に諮る。
- 各委員 異議なし。
- 委員長 会議録を承認する旨を告げる。

[ 議 事 ]

《議案第56号 徳島スポーツ憲章の制定について》

- 委員長 説明を求める。
- スポーツ振興推進室長 提案理由、憲章の内容等を説明する。  
これについては、委員長から「憲章の広報の方法」について質疑、山田委員から「現在までの、スポーツ憲章のような県民がスポーツに親しむためのスローガン」について質疑があった後、
- 委員長 議案第56号を原案どおり決定してよいかを諮る。
- 各委員 異議なし。
- 委員長 議案第56号を原案どおり決定する旨を告げる。

《報告事項3 徳島県学校食育指導プランについて》

- 委員長 説明を求める。
- スポーツ健康課長 目的、位置づけ等を説明する。  
これについては、三好委員から「食育の推進体制」「家庭へのはたらきかけの方法」について質疑、山田委員から「食育リーダーにはどのような立場の方を想定しているか」質疑、  
事務局から、「給食主任、学校栄養等を想定している」と回答  
山田委員から、「既存の職員の仕事が増えることになる。業務のバランス等について、十分配慮する必要がある」旨の意見、柿内委員から「家庭まで行って指導することはできないので、学校が担当する範囲、学校と家庭の連携

の在り方を検討する必要がある。」旨の意見があった後、

委員長 報告事項 3 を了承する旨を告げる。

《議案第 5 7 号 文化財の指定について》

委員長 説明を求める。

文化財課長 提案理由、指定申請された文化財等を説明する。

これについては、特に質疑等がなく、

委員長 議案第 5 7 号を原案どおり決定してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

委員長 議案第 5 7 号を原案どおり決定する旨を告げる。

《協議事項 1 県南部における併設型中高一貫教育の導入について》

委員長 説明を求める。

教育改革課長 四国各県の中高一貫教育の状況、富岡東高校及び富岡西高校の概況等を説明する。

これについては、委員長から「四国各県の中高一貫教育の状況」について質疑があり、

事務局から、「他県の例でも、設置初年度はかなりの倍率があるが、2 年目、3 年目で倍率が下がる傾向がある。香川県の高瀬のぞみが丘中学校が 2 年間定員割れをおこし、募集停止を決定した。併設型中高一貫教育については、大変厳しい状況である」旨を説明。

山田委員から「中高一貫教育導入後の経緯を示すデータであるが、地域の生徒数の問題等が大きいと思われる」旨の意見。

三好委員から「数字にはいろいろな状況や、背景がある。数値だけでは判断材料にならない。データを読む場合には、その裏にあるものも理解しながら読まなければならない」旨の意見。

柿内委員から「両校からの提出資料の内容がずいぶん違う。両校に対する情報提供に差がある疑いがある」旨の発言。

事務局から「両校には同じように情報を提供し説明している」旨を回答

上田委員から「今までの富岡西等との中高一貫校の導入についての協議の状況」について質疑。

事務局から「城ノ内と川島に中高一貫教育を導入したので、県南部への導入については、将来的な課題と認識していた。県南部の高校から相談を受けたことはあるが、そこに導入することを前提として話はしていない。具体的に導入を検討しはじめたのは、オンリーワン行動計画第 2 幕の中で、中高一

貫教育の全県展開が決まってからである」旨の回答。

柿内委員から「相当以前から、相談があったと聞いている」旨の発言

山田委員「中高一貫教育を県南部で導入することとなり、どこに導入するか教育委員会で決定することとなったが、最初に提出された資料が、富岡東に偏ったものになっていた。そのあたりが我々としても釈然としない」旨の発言。

事務局から「資料は、10月から今回で4回目の提出となるが、その時点、時点で、何を基準に県南部で導入するのか考えられる資料を出している」旨を説明。

委員長から「我々は、資料からいろんなことを十分読み取りながら、判断するしかなく、資料が富岡西と富岡東で説明が違っていたのであれば、これは機能しない。この資料をよりどころとできるのか」旨の発言

事務局から「資料は、同じように説明しており、国公立大進学者等についても実態であり、学校から出てきているものを抜粋して提出している。これをベースに判断していただきたい」旨の説明。

三好委員から「確かに数字は実態で疑っているわけではない。ただし数字には背景があり、読み方によって変わる。教育委員会で示さねばならないのは、どちらの学校に導入することが、地域の子供たちにとってよりよいことにつながるか、地域の発展にどうつながるか、という基本の中で考えるべきことであると認識している。もし、富岡東に中学校のクラスを2つ作ると、高校生として募集する人数が少なくなる。今までは、進学を目指していた子どもたちに、両校が同じように門戸を開いていたのが、差ができてくるということも考えられる。そうした状況も念頭に置きながら、数値も参考にして総合的に判断しなければならない。そろそろ結論を出してもいいのではないか」旨の意見。

教育長から「児童生徒の立場になったときにどうなのか、一人でも多くの子供たちに来ていただきたい。事務局をあずかるものとしては、これが一番の思いである」旨の意見。

委員長  
各委員  
その他の意見を求める。  
意見なし

委員長  
各委員  
協議事項1を議案第59号として付議してよいかを諮る。  
異議なし。

教育長から「財政的なことを考慮し、どちらになっても中学特有の施設

を除き、既存の施設を有効活用することを前提として採決していただきたい」旨の意見。

委員長 富岡東と富岡西のどちらになっても、既存施設を有効活用するというこ  
とを前提として採決してよいか諮る。

各委員 異議なし

委員長 議案第59号を挙手により採決してよいか諮る。

各委員 異議なし。

委員長 県南部の中高一貫教育の導入については、中学校棟を建設せず、既存施  
設を有効活用することを前提に、富岡西高校に導入することに賛成の委員  
に挙手を求める。

三好委員、柿内委員、山田委員 挙手

委員長 挙手のなかった上田委員、教育長に富岡東高校に導入するということに賛  
成か確認

上田委員 富岡東に導入することに賛成の旨を表明

教育長 富岡東に導入することに賛成の旨を表明

委員長 自分も富岡東に導入することに賛成の旨を表明

委員長 富岡西3名、富岡東3名となり可否同数となった旨を告げる。

地教行法第13条第3項より、「教育委員会の会議の議事は、出席委員の  
過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる」と定めら  
れていることから、県南部への中高一貫教育の導入については、「中学校棟  
を建築せず、既存施設を有効活用することを前提とし、『富岡東高等学校』  
に導入する」ことと決定する旨を告げる。

柿内委員から「委員長が採決に加わるのかどうか」質疑。

事務局から地教行法第13条 第4項について説明。

委員長から「今後、富岡西と富岡東が、切削琢磨して、それぞれがよりよ  
い高校に向かっていけるよう、教育委員会、事務局が一丸となってサポート  
できるよう御協力をお願いしたい」旨の発言。

委員長 4時以降について、時限を延長し引き続き会議を進めてよいかを諮る。  
各委員 異議なし  
委員長 時限を延長し会議を続ける旨を告げる

<小 休>

《議案第59号の決議無効の動議》について》

柿内委員 高校から提出のあった資料をそのまま提出するよう求める。  
事務局 内部における審議、検討に関する情報であることから、教育委員内だけの配布でよいか諮る。  
各委員 了解

(各委員に配布)

複数の委員から、「事務局が抜粋していることから、正確な資料となっていない」旨の発言。事務局から「限られた時間の中で審議するために抜粋した」旨を説明。複数の委員から「事務局に都合の良い資料となっていると疑われても仕方がない」旨の発言。

柿内委員 事務局が高校からの情報を全て提供していなかったとして、議案第59号の決議無効の動議を提出する。

委員長から「決議無効の動議」の取扱いについて事務局に確認  
事務局から、教育委員会会議規則第12条「委員からの動議」について説明。また、一事不再議の適用を妨げる場合として、事情変更がある場合等について説明。柿内委員から「事情変更がある」旨の発言。

委員長 新しい資料が出てきて、事情に変更があると認められることから、「決議無効の動議」について挙手により採決してよいか諮る。  
各委員 異議無し

委員長 「議案第59号の決議無効の動議」に賛成の委員に挙手を求める。  
上田委員、三好委員、柿内委員、山田委員 挙手

委員長 賛成 4 人で可決され、議案第 59 号の議決は無効となった旨を告げる。

委員長 今後の進め方について意見を求める。

三好委員から「新しい資料も出てきて、状況も変わってきた。予算関係で今日決定する必要がないのであれば、もう少し考える期間があってもいいと思う」旨の発言。

柿内委員から「事務局を抜きにして委員だけで話し合う機会があった方がよい」旨の発言等があり、

各委員で時間調整の結果、2月7日13時から教育委員だけで話し合いの場を持つこととなった。

<上田委員 退出>

《報告事項 1 鴨島商業高等学校・阿波農業高等学校の再編統合に係る計画（案）について》

委員長 報告を求める。

教育改革課長 新高校の概要、各学科の教育等を説明する。

これについては、特に質疑等はなく、

委員長 報告事項 1 を了承する旨を告げる。

《議案第 58 号 徳島県学校改善支援プランについて》

委員長 説明を求める。

学校政策課長 学力調査結果にみる本県の課題、課題解決に向けた基本的な考え方等を説明する。

これについては、柿内委員から「プランの P D C A サイクル」について質疑等があった後、

委員長 議案第 58 号を原案どおり決定してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

委員長 議案第 58 号を原案どおり決定する旨を告げる。

《報告事項 2 第 2 回学校の組織運営に関する調査研究委員会の概要について》

委員長 報告を求める。

教職員課長 協議内容、評価制度の向上等を説明する。



これについては、柿内委員から「評価結果の分析結果を報告していただきたい」旨の発言があり、事務局了解の後、

委員長 報告事項2を了承する旨を告げる。

《報告事項4 第8回鳥居龍蔵博士の顕彰等に関する検討委員会の概要について》

委員長 報告を求める。

文化の森振興室長 移転に関する基本的な事項、具体的な事項等を説明する。

これについては、特に質疑等はなく、

委員長 報告事項4を了承する旨を告げる。

[閉会]

委員長 本日の議事が全て終了したので閉会する旨を告げる。

閉会 午後6時10分

徳島県教育委員会

委員長

委員

委員

委員

委員

委員

書記長

書記